

国保証の更新

国民健康保険被保険者証は、毎年更新されるもので、本年も三月三十一日をもって更新されます。新しい保険証は、昨年同様、郵送にて、四月一日には届くよう三

月二十六日頃発送します。

しかしながら、大勢のなかには住民票を都留市におき実際には、住んでいない方もいますので、全被世帯に送付できません。

そこで、国保税の完納世帯（平成四年度国保税第五期までを完納している世帯）を対象に、郵送させていただきます。

なお、特別な理由があって、保険税を滞納している世帯については、郵送いたしません。

※納期を忘れていたりして、保険税を納めていない方は、できるだけ早く納めていただくよう、お願いいたします。

また、災害など特別な理由がある場合には、市役所税務課徴収係または、保健環境課国保医療係へお申し出ください。



保険税の決め方

保険税は、その年の予測される医療費から国や県などの補助金、被保険者の負担分を除いた分です。

基本的には、収入の多い方には多く、少ない方には少なく納めていただくというわけで、次のような項目を基本に、実情に応じて組み合わせ、決められます。

(1)所得割額

被保険者の前年中の収入（課税標準額）に応じて計算

(2)資産割額

被保険者の資産（固定資産税額）に応じて計算

(3)被保険者均等割

国保に加入した人数に応じて、一人いくらかと計算

(4)世帯別平等割

収入に関係なく、一世帯にいくらかと計算

(1)+(2)+(3)+(4)=年間保険税額となります。

ただし、前年の所得（世帯合算額）が一定基準以下の場合には、保険税が減額されます。したがって、前年中に所得がなかった場合でも、申告が必要です。

合計所得金額	軽減率	軽減額	
		均等割 (1人につき)	平等割 (1世帯につき)
31万円以下のとき	6割	8,400円	9,300円
(22万5千円×世帯主以外の被保険者数+31万円)以下のとき	4割	5,600円	6,200円

保険税を滞納すると

〔国保税は期日までに払いましょう〕



る方はいませんか？

国民皆保険体制が確立し、すべての人が、いずれかの健康保険に加入していなければなりません。

しかし、二つの保険には加入できません。例えば「息子さんが社会人となり、すでに職場の保険に加入をしている」という場合には、市役所国保医療係に喪失届けをしなければなりません。

こんなときは必ず届け出を

(1)職場の健康保険をやめたときや入ったときまたは、被扶養者からはずされたときや被扶養者になったとき。

(2)子供が生まれたとき

(3)国保の被保険者が死亡したとき

(4)生活保護を受けなくなったとき

(5)退職者医療制度の対象になったとき

(6)転入、転出、転居などの異動があったとき

など、そのつど市役所国保医療係へ届けをお願いします。

お手元の保険証を確認してください

家族のなかに、すでに社会保険（職場の保険）などに加入してい